

ひとり親家庭等医療費支給制度

本市では、18歳までの子どもがいる母子家庭や父子家庭、または父母のいない家庭の子が、けがや病気で病院にかかった場合の医療費の助成を行っています。

対象	母子家庭の母親および子、父子家庭の父親および子、父母のいない家庭の子 ※18歳未満の子どもがいる家庭が対象です。 (「18歳未満」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間を含みます。)
所得制限	児童扶養手当と同じ ※本人および扶養義務者の所得で計算します。
自己負担額	通院：月800円(上限) 入院：1日500円(月3, 500円上限) ※いずれも1医療機関ごとの金額です。 ※薬局での自己負担額はありません。 ※入院中の食事代や差額のベッド代、薬の容器代や文書料など、保険適用外の費用は助成の対象となりません。

※助成を受けるためには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

受給者のみなさんへ 更新の手続きが必要です

現在持っている「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は、原則として9月30日(水)です。8月上旬までには更新に関する通知書を送付しますので、必ず期限までに更新の手続きをお願いします。

※更新の手続きをしないまま有効期限を過ぎると、受給資格がなくなります。注意してください。

●申請期限 8月31日(月)

●必要な書類

- ・ひとり親家庭等医療証
- ・健康保険証(全員分)
- ・児童扶養手当証書または年金証書
- ・印鑑(シャチハタは不可)
- ・更新に関する通知書(8月上旬までに自宅に郵送します)



こんなときは届出をお願いします

- ・加入している健康保険またはその内容に変更があったとき
 - ・氏名・住所に変更があったとき
 - ・同居者が変わったとき
 - ・交通事故など第三者から傷害を受け、医療証を使ったとき
- ※上記事項が発生したときは、すみやかに手続きを行ってください。

市役所から申請書の提出をお願いすることがあります(該当者のみ)

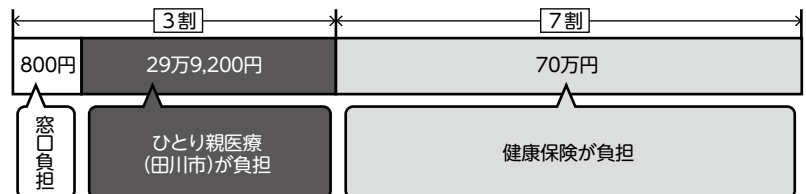
同一月(月初から月末まで)に発生した医療費の自己負担額が高額になったときに、ひとり親家庭等医療証を使用していた場合は、市役所から「高額療養費支給申請書」の提出をお願いしています。

該当する人には市から申請書を送付します。必要事項を記入・押印の上、同封の返信用封筒で提出してください。

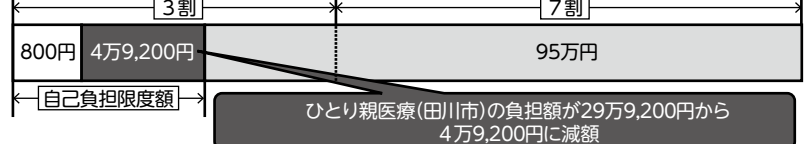
高額療養費支給申請書を提出すると…

例) 加入している健康保険の自己負担割合が3割で、全体の医療費が100万円だった場合

①自己負担限度額が5万円の人が、ひとり親家庭等医療証を使用した場合



②自己負担限度額が5万円の人が、ひとり親家庭等医療証を使用し、高額療養費支給申請書を提出した場合



高額療養費支給申請書を提出すると、ひとり親医療(田川市)の負担額が減り、ひとり親家庭等医療制度の維持につながります。